

# 自衛官独自の服務の宣誓がない 自衛隊法等の改正の必要性

光田 隆至 陸自64

1 まえがき

自衛隊には、なぜか自衛官独自の服務の宣誓がないまま今日に至っているのが、不思議に思われてならない。というのは、自衛官も、事務官等と同じ隊員として、同じ宣誓内容の「事に臨んで身の危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め」と、宣誓しているからである。この宣誓内容は、明らかに自衛官独自のものであり、事務官等のものではないからである。要するに、身を挺して使命・責務の遂行に当たる自衛官が、身を挺する必要がある事務官等を含む隊員として、同じ内容の服務の宣誓をするのはありえないはずである。

さらにいえば、その宣誓内容が自衛官独自の服務の宣誓であり、事務官等の服務の宣誓ではないにもかかわらず、今日まで法律で定められてきたことが最大の問題である。これを改正するには、防衛省設置法及び自衛隊法並びに一般職の国家公務員法以下の諸法令に關し総合的に考察する必要がある。

自衛隊法第1条(この法律の目的)は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱を定めることとしている。このうち、隊員の身分取扱については、自衛隊法の目的にはそぐわないものであり、本来は防衛省職員法(仮称)という実質的に「自衛官法」という職員(自衛官)の身分の取扱いを定める法律をもつて示すべきである。

自衛隊の発足当初、この法律と自衛隊法とを同時に新設すべきであったにもかかわらず、現在に至るまで実現されていらない。その当時においては、隊員(自衛官)の身分を取扱う法律の制定は困難であったため、便宜的に自衛隊法に含ませて、そのまま放置されてきたものと考えられる。

ちなみに、他の特別職である裁判所職員及び国会職員には、自衛隊発足当時既にそれぞれの職員法が整備されており、職員法がないのは、防衛庁職員だけだったからである。つまり自衛隊の出発点から誤っていたにもかかわらず、その後も改善されることなく、今日に至っていることは問題である。

我が国有事の際、自衛隊が任務に従い有効に行動できるようにするため、自衛隊法等の必要な法律が設置されてきた。そのうち自衛官個人として必要不可欠とされるのが、服務に關する事

項であり、それを端的に表したものが服務の宣誓である。自衛隊を構成する自衛官の使命・責務に基づく独自の服務の宣誓がないのが大きな問題であり、自衛官独自の服務の宣誓が不可欠であるので、ここに提言する次第である。

40年前昭和54年頃に、人事教育局長事第3課に「自衛官の処遇改善」のため出向していた際、人事教育局長佐々淳行氏が、「事務官が、このような宣誓をするのはおかしいではないか？」と発言されたこともあり、他の省庁から出向してきた事務官には、当時から事務官等を含む隊員の服務の宣誓内容に強い問題認識があったわけであり、当然に職する事務官等の大多数も、宣誓内容と職務とに大きな乖離があることに對し、同じ思いがあったはずである。いうまでもなく、宣誓内容が、事務官等にはそぐわない「自衛官の服務の宣誓」そのものであったからである。

## 2 一般職の国家公務員法における服務の根本基準

### (1) 服務の根本基準

すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない、としている(国家公務員法、以下「国公法」という 第96条)。

### (2) 服務の宣誓

「国家公務員制度第8次改定版、以下「国家公務員制度」という。」「佐藤達夫著 学陽書房発行) によれば、新たに職員になった者は、職務に従事する前に、任命権者またはその指定する職員の面前で、宣誓書に署名することになっている(国公法第97条)。その宣誓文は次のとおり。

「私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います」

その狙いは、新たに職員になったときに、国家公務員としての使命と心構えを自覚・確認させることにある、としている。

なお、警察職員については別に定められており、その宣誓文は次のとおり。

「私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとられず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に當ることを固く誓います」(警察職員服務の宣誓に關する規則)

ここで注目すべきは、警察職員でも「事に臨んで身の危険を顧みず、身

をもつて責務の完遂に努める」とは、宣誓していないことである。

(3)特別職としての基準からみた防衛省職員

「国家公務員制度」によれば、特別職としてゐる概ねの基準は、「防衛省職員のように、職務の性質上、一般通常の公務員とは異なつた人事管理を適当とするもの」としてゐる。これからいへば、防衛省職員のうち、特別職に該当するのは自衛官のみであるが、組織の一体性を考慮し事務官等も併せて特別職としたものと考えられる。

自衛官を除く防衛省職員は、一般職である他の総務省や財務省等の職員と本質的な差異はなく、担当する行政分野が異なるだけであるからである。したがつて事務官等は、他の特別職である裁判所職員及び国会職員と同様に、一般職に適用される国家公務員法以下の関係法令のほとんどを活用できるわけである。その代表的な例は、防衛省の職員の給与等に関する法律であり、事務官等は、一般職の職員の給与に関する法律に定めてゐる各俸給表に基づき俸給を支給するものとされてゐる。

### 3 自衛隊法等以下の法令における職務の本旨

(1)服務の本旨

隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする」とされ、これは本来

「自衛官の服務の本旨」であり、「隊員の服務の本旨」ではなく、改正する必要がある。改正する場合には、職務が大きく異なる隊員（自衛官+事務官等）としての服務の本旨ができるかどうかであり、できない場合には、自衛官の服務の本旨を基準とするか、自衛官、事務官等の別建ての服務の本旨とすることを考察する必要がある。

第2条(定義)によれば、隊員とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣秘書官、第1項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいう。しかし理解するのが困難であるため、わかりやすくいえば、例外的な職員を除いた「自衛官+事務官等」をいうのである。防衛省設置法第37条(自衛官)によれば、自衛官は、命を受けて、自衛隊の職務を行う。第38条(事務官、技官及び教官)

によれば、事務官は、命を受けて、事務に従事する。2技官は、命を受けて、技術に従事する。3教官は、命を受けて、教育に従事する、となつてゐる。

したがつて、自衛隊の職務を行うのは自衛官であり、事務、技術及び教育に従事する事務官等は、一般職の職員と同じ職務なのである。しかしながら、自衛官は勿論のこと国民も政治家も、隊員自衛官と誤認して、「服務の本旨」を「自衛官の服務の本旨」とみなしてきたと考えられる。このため、歴代の各幕僚長、いわゆる制服組トップからの問題の提起がなされることもなく、自衛官OBからも疑問視されることもなかつたと考えられる。

#### (2)一般の服務の宣誓

自衛隊法施行規則第39条(一般の服務の宣誓)によれば、「隊員となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名捺印して服務の宣誓を行わなければならない。学生、予備自衛官等又は非常勤の隊員が隊員になつたときも同様とする。その宣誓文は次のとおり。

「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に参与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に

臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います」

これも服務の本旨と同様に自衛官の服務の宣誓であり、一般の服務の宣誓ではなく、「自衛官の服務の宣誓」に改正すべきである。これに伴つて、第39条2に、「事務官等の服務の宣誓」を新設するとともに、第39条にも所要の修正が必要である。

#### (3)宣誓の全般

一般の服務の宣誓に続いて、学生の服務の宣誓、予備自衛官の服務の宣誓、即ち予備自衛官の服務の宣誓、予備自衛官補の服務の宣誓及び幹部自衛官の服務の宣誓がある。このうち、「一般の服務の宣誓」が「自衛官の服務の宣誓」に大きく変更になるとともに、「事務官等の服務の宣誓」が新設されることにより、隊員の服務の宣誓の整理が完了する。

#### 4 おわりに

防衛庁職員法という実質的な自衛官法を新設することにより、自衛官の身分の取扱を確立するのが本来の姿であるが、その早期の実現は困難と思われるのは、極めて残念である。ところで素朴な疑問ではあるが、自衛官が、事務官等と全く同じ宣誓をしていることを知つた場合、どのような影響が及ぶ

だろうか。少なくともプラスに働くことはなく、マイナスに働くことは間違いないであろう。

一般職である警察官も、他の一般職の職員とは別のサービスの宣誓である。これに対し特別職の自衛官は、事務官等と同じサービスの宣誓であるという。

自衛官の使命が崇高であるとされるのは、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」と宣誓し、誓いに恥じないよう日夜訓練に励むことにより国民の信頼を得てきたからである。その自衛官の労苦に少しでも報いるためにも、自衛官の服務があるべき姿になることを期待するものである。